

まだ間に合う！ 1月からベースアップ評価料を算定しよう。

用意するもの(データ)

令和5年12月から令和6年11月までの給与データ(表A)

表 A	DH 山田	DH 佐藤	DA 田中
令和5年12月	550,000	550,000	100,000
令和6年 1月	250,000	250,000	100,000
令和6年 2月	250,000	250,000	100,000
令和6年 3月	250,000	250,000	100,000
令和6年 4月	250,000	250,000	100,000
令和6年 5月	250,000	250,000	100,000
令和6年 6月	550,000	550,000	100,000
令和6年 7月	250,000	250,000	100,000
令和6年 8月	250,000	250,000	100,000
令和6年 9月	250,000	250,000	100,000
令和6年10月	250,000	250,000	100,000
令和6年11月	250,000	250,000	100,000
計	3,600,000	3,600,000	1,200,000
総額	8,400,000(月平均7000,00円)		

令和6年9月から11月までの歯科初診料・歯科再診料・歯科訪問診療料の算定回数データ(表B)

表 B	初診	再診	歯科訪問診療1	歯科訪問診療2~5
令和6年9月	40	400	2	5
令和6年10月	50	450	3	7
令和6年11月	45	350	4	3
月平均(回)	45	400	3	5

以下にベースアップ評価料(I)を算定する手順を示します

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0532484	届出番号	
------------------------	---------	------	--

連絡先

担当者氏名： 佐藤敬司
電話番号： 118934182

(届出事項)

歯科外来在宅ベースアップ評価料 (I) の施設基準に係る届出

- 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 6 年 12 月 10 日

保険医療機関・保険薬局の所在地 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2-15
及び名称 厚別中央歯科医院

開設者名 佐藤敬司

北海道厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

別添2

医療機関コードを入力

氏名と電話番号を入力

届出事項:

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

4項目全てにチェックをいれる

日付・医療機関名・開設者名を入力する

様式95

1. 自動入力されます

2. 歯科外来在宅ベースアップ評価料 (I) に

チェック

3. 外来医療等の実施の有無

歯科にチェック

4. 対象職員数(常勤換算)

おおむねで結構です。

様式95

外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の施設基準に係る届出書添付書類
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

1 保険医療機関コード 0532484
保険医療機関名 厚別中央歯科医院

2 届出を行う評価料

- 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

3 外来医療等の実施の有無

- 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)
- 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)

4 対象職員(常勤換算)数

2.5 人

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。

※ 0より大きい数であればよい。

【記載上の注意】

1 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。

なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

2 「3」については、外来医療等の実施の有無について☑を記載すること。

なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

3 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。

常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該

賃金引き上げ計画書作成のための計画シート

1. 保険医療機関コード

医療機関名自動入力

2. 12月と入力

3. ② 表 A より対象期間

給与総額の1ヶ月分

4. 表 B より

初診料・再診料・

歯科訪問診療料の算定

回数を入力

参考

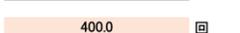
賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)

1 保険医療機関コード 0532484
保険医療機関名 厚別中央歯科医院

2 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の届出について
届出を行う月 12 月

3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の区分の上限を算出する値【(B)】
(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間
①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「2」の入力に連動)
 前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月
②対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)
700,000 円
※ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出を検討している場合に記載すること。
ただし、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出を検討していない場合は、記載不要。
※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金上げ分については、含めないこと。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数・金額の見込み
【算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の対象期間】(上記「2」の入力に連動)
 前年12月～2月 3月～5月 6月～8月 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】
①初診料等の算定回数  回
②再診料等の算定回数  回
③訪問診療料(同一建物以外)の算定回数  回
④訪問診療料(同一建物の算定回数  回
⑤歯科初診料等の算定回数  回
⑥歯科再診料等の算定回数  回
⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数  回
⑧歯科訪問診療料(同一建物の算定回数  回
※ 算出対象となる期間の1月当たりの算定回数の平均の数値(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。
※ 自由診療の患者については、計上しない。
公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。

【合計】
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定回数見込み 453.0 回
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み 1,423.0 点

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率 2.03%
※ 「3」(1)②「対象職員の給与総額」を記載した場合にのみ、計算結果が表示される。
※ 「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等により行われる給与の改善率」の値が1.2%未満であって、特掲施設基準通知の「第106 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」又は「第106の3 歯科・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」に定めるそれぞれの施設基準を満たしている場合には、別添2の様式96により「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」を届け出ることができる。

(別添)計画書(歯科診療所及びIIを算定する有床診療所)

I (2)(3)

令和7年1月から

令和7年3月

を入力

別添

(歯科診療所)賃金改善計画書(令和6年度分)

保険医療機関コード 0532484
保険医療機関名 厚別中央歯科医院

I. 賃金引き上げの実施方法及び賃金改善実施期間等
(1) 賃金引き上げの実施方法
 令和6年度又は令和7年度において、一律の引き上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引き上げを行う。
※ 令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で同じ水準の賃金引き上げを行う場合には、「一律の引き上げを行う」を選択すること。
令和6年度のベースアップ評価料による算定金額の一部を繰り越すなどして、令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で段階的な賃金改善を行う場合には、「段階的な引き上げを行う」を選択すること。

(2) 賃金改善実施期間
令和 7 年 1 月 ~ 令和 7 年 3 月 3 ヶ月
※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間
令和 7 年 1 月 ~ 令和 7 年 3 月 3 ヶ月
※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

これで完成です。保存したファイルの名に医療機関コードを記載してください。

(例：1234567_ベースアップ評価料届出.xlsx)

※北海道厚生局医療課のメールアドレス baseup-hyoukaryou01@mhlw.go.jp に送信します。